

## 屋外広告物の表示等の制限

～屋外広告物のルール～



- 1 基本的な考え方
- 2 屋外広告物の表示等に関する基本方針





■都市公園（日吉台）



■市内にある牧場



# 1 基本的な考え方

屋外広告物は、屋外広告物法により、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置や維持、屋外広告業について必要な規制の基準が示されています。

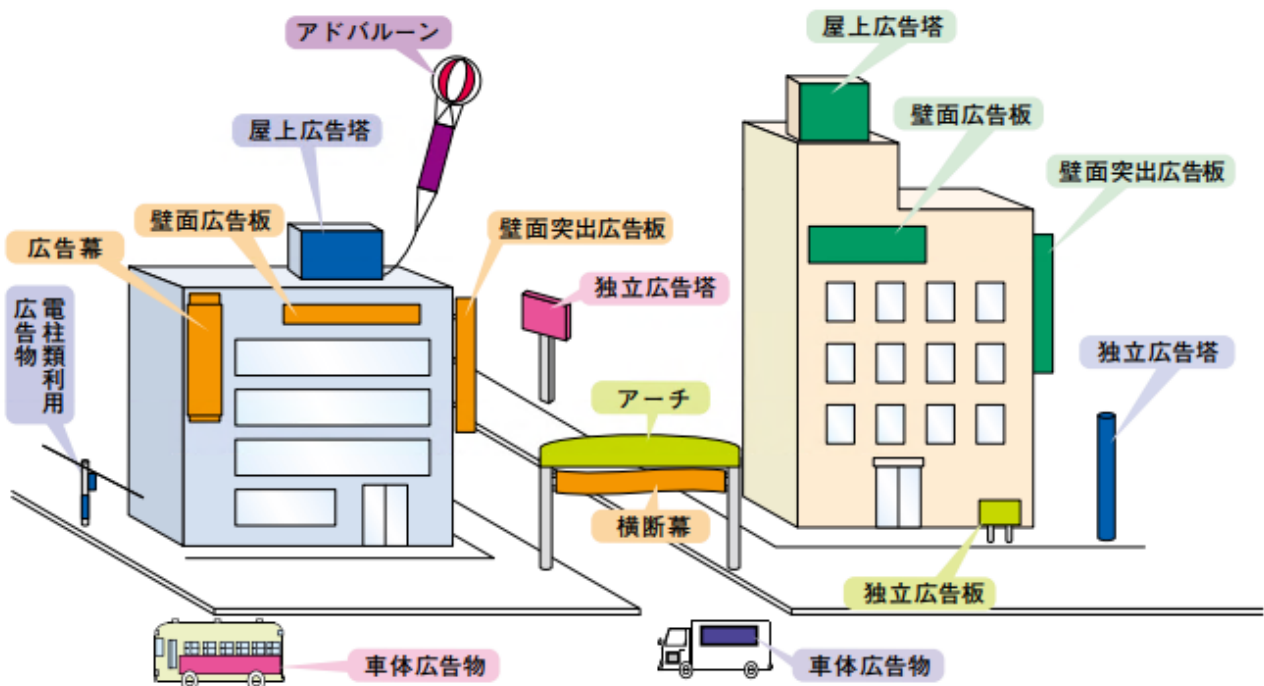
富里市では、「千葉県屋外広告物条例」に基づき、地域特性を考慮した屋外広告物の表示及び掲出に関する適正な規制・誘導を図り、良好な景観形成の推進を目指します。

## (1)対象とする屋外広告物

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいい、内容が営利的なものかどうかは問いません。

また、設置されている場所が自己の敷地であっても該当します。

### ■屋外広告物の種類



出典：千葉県



## 2 屋外広告物の表示等に関する基本方針

景観を構成する要素の一つに屋外広告物があり、これらは表示の仕方や設置する場所により、地域の景観を阻害する要因となることがあります。

千葉県屋外広告物条例と景観計画による一体的な景観形成を推進するため、必要に応じて景観計画における屋外広告物の表示及び設置に関する事項の検討を行います。

### (1) 許可地域における許可基準

#### ① 許可地域等

- 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域（禁止地域を除いた富里市全域）
- 一般国道 296 号の全区間の路面及びその両側 50 メートル以内の区域

#### ② 禁止地域等

- 第一種低層住居専用地域、生産緑地地区
- 千葉県文化財保護条例により指定された建造物や史跡、名勝、天然記念物に係る地域（南大溜袋遺跡、富里牧羊場跡）
- 高速自動車国道東関東自動車道水戸線の路面及び高速自動車国道東関東自動車道水戸線の両側の路端から側方へ 500 メートル以内の区域で高速道路から展望できる区域
- 都市公園
- 官公署、図書館、公民館、体育館、病院及び公衆便所の建物並びにその敷地

#### ③ 各広告物に共通する基準

- 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。
- 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。
- 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。



#### ④禁止広告物等(千葉県屋外広告物条例第3条)

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 交通の安全を妨げるおそれのあるもの

### (2)表示等に関する基本方針

屋外広告物の表示などについては、千葉県屋外広告物条例の運用により、適切に規制、誘導を図ることを基本としますが、良好な景観形成の推進をするための基本的な方針を示します。

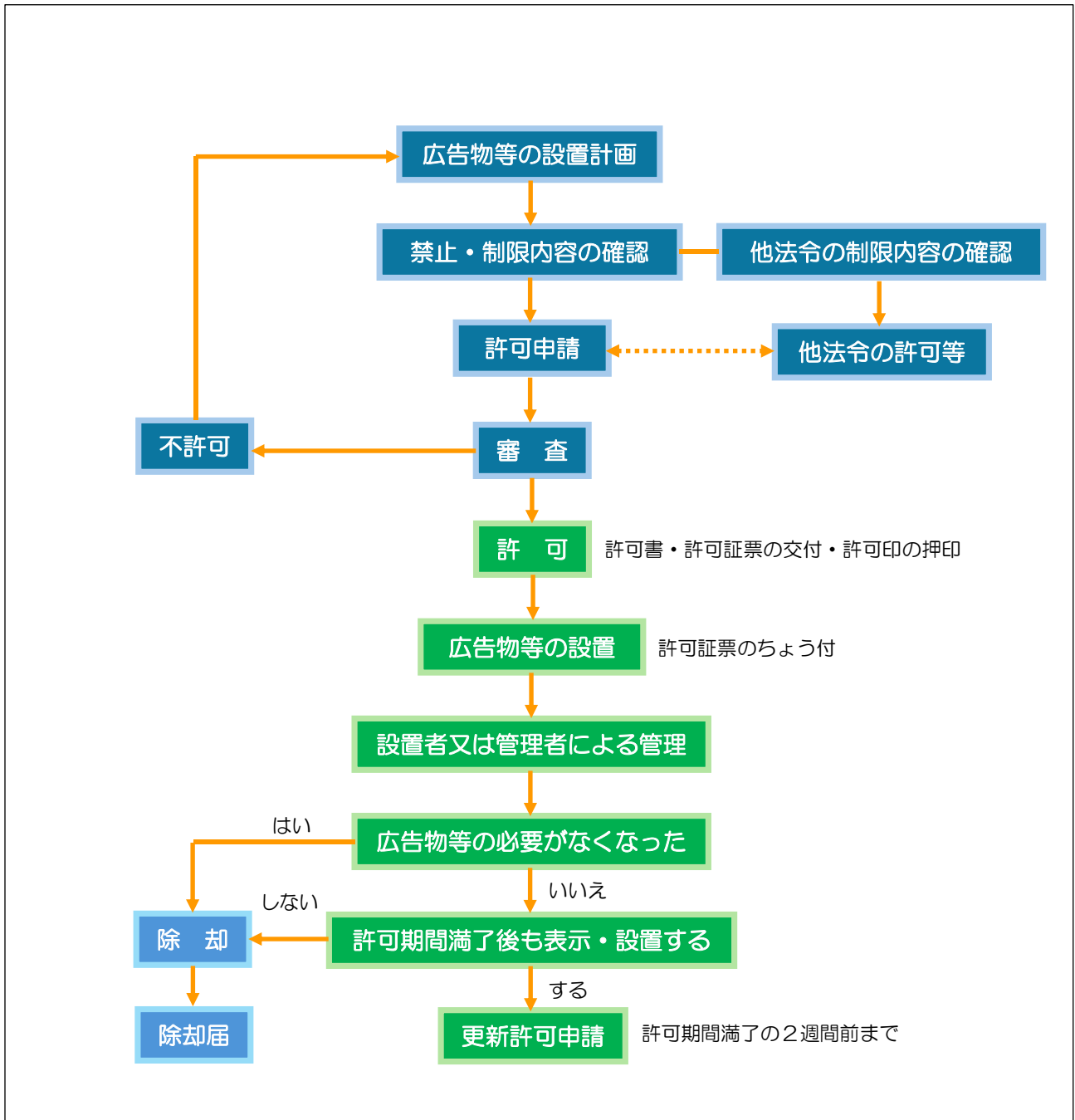
- 地域の特性や周辺の景観と調和し、過度な表現や違和感を生じない規模やデザインとなるよう配慮します。
- 建築物等に設置する看板、広告塔などは、必要最小限の大きさや設置個数にし、建築物の外観との調和に配慮します。
- 基調となる色彩は、彩度を抑え、落ち着いた色調を用いるよう配慮します。
- 道路沿いでは、安全性を確保するとともに、見え方を考慮した位置や規模、デザインとなるよう配慮します。
- 屋外広告物の設置後は、適切な維持管理を行い、禁止広告物等については、撤去するなどの対策を講じます。

### (3)重点地区の表示等に関する基本方針

景観形成重点地区においては、地域の景観特性を考慮した規制、誘導が求められるため、千葉県屋外広告物条例に基づく基準に加え、必要に応じて景観計画における屋外広告物の表示及び設置に関する事項の検討を行うものとしします。



■屋外広告物の許可手続き



出典：千葉県